

別記様式第13号 議事録

令和5年9月6日公表

令和5年度 第1回名古屋支社等入札監視委員会定例会議議事録

開催日及び場所	令和5年7月24日（月） 中日本高速道路（株）8階会議室	
出席委員 （敬称略。委員については、50音順。）	委員長：柴田 達男（前公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会理事長） 委員： 小高 猛司（名城大学 教授） 中村 光（名古屋大学 教授） 中村 正典（弁護士） 森田 明美（弁護士） 横田 直和（関西大学 教授）	
審議対象期間	令和4年10月1日～令和5年3月31日	
抽出案件	総件数 5件	（備考）
工事（一般競争入札）	1件	
工事（指名競争入札）	1件	
工事（特命契約方式）	1件	
調査等 （簡易公募型競争入札方式）	1件	
物品・役務（せり下げ方式）	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	（別紙のとおり）	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	審議案件について、特に問題なし。コメントとして次の3点を示す。 ・見積協議方式における確認協議概要書に記載する応札者との見積差額の理由は審議を行う際にわかりやすくなるように工夫すること。 ・積算価格と入札価格との間に大きな差異がある工種については、施工実態を十分に確認して適切な価格設定に努めること。 ・入札辞退の多い案件については、今後も業者からのヒアリングを行うなどにより入札不調の防止に努めること。	

別紙 委員からの意見・質問、それに対する回答等

1. 入札及び契約手続の運用状況等の報告（委員会規則第2条第1号）	
意見・質問	回答
特になし	—

2. 入札執行状況等に関する統計のとりまとめ及び分析結果並びに契約に係る談合等不正行為等の疑義事案の報告・審議（委員会規則第2条第3号）	
意見・質問	回答
特になし	—

3. 入札及び契約に係る談合等不正行為の疑義事案並びに手続の瑕疵等の疑義事案に関する調査結果の報告・審議（委員会規則第2条第4号）	
意見・質問	回答
特になし	—

4. 契約変更に関する点検結果の報告・審議（委員会規則第2条第5号）	
意見・質問	回答
① 設計業務において履行期間の延長が見られるが、受注者から履行期間内の完了が難しいと言われてそのようになっているのか。	① 特に耐震補強設計で延長が見られますが、構造計算などの業務の追加がその主な要因となっています。
② 変更契約の件数が多い印象がある。発注の段階で発注内容の通りに施工できることが想定できているのか。できていないとすれば、入札結果は不明朗なものになってしまう。	② 発注時点の最新の状況を加味して発注内容とするのが基本ですが、特に土木工事等の不確定要素の多い工種では大きな変更となっているところです。適正な発注に向けて引き続き取り組んでいきたいと考えています。
③ 施工を進める中で発注の段階で想定していなかったことが生じているという理解で良いか。	③ 事前の調査設計を踏まえて工事の発注を行っていますが、施工を進める中で、想定とは異なる地盤条件などが判明することもあります。可能な限り調査を行い、仕様書等に反映させることで極力変更が生じないことが望ましいと考えており、そのように努めて参ります。なお、今年度下期の委員会では、個別の変更契約案件についても審議いただきたいと考えております。

5. 抽出案件の審議	
(1) 工事（一般競争入札方式）	
工事名： 中央自動車道(特定更新等)本谷川第1橋他2橋橋梁補修工事	
① ウォータージェットの項目で NEXCO と受注者の積算額に相違が出ている。ウォータージェットを用いる工法は他の工事でもあると思うが、今回これだけの相違があったのは何か特殊な事情があつてのことか。	① 受注者へのヒアリングにおいて、地理的な要因等の施工条件によって施工効率が落ちるため、それを踏まえた単価としているという説明がございました。今後、施工実態を確認して精査していきたいと考えております。
② 従来、床版上部のはつり工はよく行っていると思うが、今回は河川上の桁の側面をはつる作業であり、難しい作業であると思われる。上面での作業と側面での作業での単価は一緒なのか。それともある程度単価差はついているのか。	② 施工箇所により積算単価に区分を設けています。 （「施工箇所」とは、ウォータージェット作業の上下向き、横向きを示しています。）
③ その単価の差をもっても受注者としては施工が難しい金額であるということか。	③ その通りです。

受注者へのヒアリングの結果や実態を踏まえて適正な価格の設定ができるようできるだけ工夫をしてもらいたい。

④ 見積協議方式に移行する際「総合評価点の最も高い者、又は最低価格提示者を相手として確認協議を実施」するとあるが、これはどちらを相手とするかを NEXCO 側で判断できるということか。

⑤ 確認協議記録書では「回答します」「提出します」といった記載しかなく、添付資料もついていないため、どういう議論がされたかわからない。このような協議を行っていることを理解してほしいという意図で添付しているものか。

⑥ 今回現場状況の条件によって相手方の見積と差があった状況であるが、今回差が生じたという事実を水平展開し、今後の発注に活かす予定はあるのか。

様々な条件があるからこそ、同様な工事が出てくるものと考えられるため、データベース化などを行うことで何らかの水平展開を行っていくのが良いと思われる。

今回総合評価点がかなり僅差であるが、応札者の価格の評価点が低いものとなっている。価格評価点の算出方法は事前に定められているので

④ 今回の入札方式は総合評価落札方式であるため、総合評価点の最も高い者を相手とすることになります。最低価格提示者は総合評価落札方式でない場合の相手方となります。

なお、その旨は入札公告等で明示しています。

⑤ 確認協議記録書において NEXCO と相手方がどのような考え方を持っているかを明確にし、確認協議の対象項目を絞り込むといった協議過程を適切に実施しているどうかを確認いただく趣旨で添付しているものです。

議論の詳細については情報が多くあるため、今回は概要書を添付する形にしています。

⑥ 今回の工事については特殊な条件となっており、かつ、ウォータージェットの施工状況は工事ごとに異なっている状況です。大きなくりをもって積算要領化できないか、ということについてはこれまでも検討を行っており、現在情報を収集している段階であります。業務が集中する時期に発注を行うと単価差は抑えられない状況にありますので、発注単位ごとに参考見積を徴収し、積算に反映するという方法が今の段階では一番適切な方法と考えております。将来的には色々な状況下でのウォータージェットの積算要領化について模索していきたいと考えております。

今回の事案そのものは問題ないが、見積協議方式に移行するケースが増えていることを考えると、見積協議方式に移行した場合における価格評価の在り方について検討が必要ではないかと感じた。	
(2) 工事 (指名競争入札方式)	
工事名： 伊勢湾岸自動車道 弥富高架橋他 1 橋伸縮装置改良工事 (2022 年度)	
① 今回のケースは通常見積協議方式において確認協議に移行できない案件であるものの、伊勢湾岸自動車道の伸縮装置改良工事は不調リスクが高いことを踏まえて確認協議に移行したもののだが、発注の段階から契約制限価格を変えるなどの対応はしないのか。今回は特に公募併用型であることを考えると違和感がある。工事の金額が低いと業界に知られているなどの事情があるのか。 ② 今回は応札があったため契約締結まで至ったが、全者辞退ということもあり得たのではないと思う。指名した会社だけではなく公募申請のあった会社も辞退をしている状況であり、なぜこういった状況となっているのかを考えなければいけないと思う。これからも同じような状況が起こるという危機感を持つ必要がある。なぜ入札すらしないのか、将来に向けて理由を考えていく必要があると思う。 ③ 今回は本来であれば見積協議方式に移行しなかったものであるが、業者が価格によっては見積協議方式に移行できると知っていれば応札者が増えたということは考えられないか。今回ほとんどの業者が見積協議方式に移行しないものと思ったうえで入札を行わなかったとき、この 1 者から入札があったため見積協議方式に移行したというのは違和感がある。 ④ 今回の入札で特例となったために、業者はこういった特例があると思うようになるのか。	① 契約制限価格については積算要領に従って算出を行っており、算出の結果、公募併用型指名競争入札方式としたものです。NEXCO でも積算要領に従って価格の設定をするため、ご理解をいただければと思います。 ② 伸縮装置改良工事については現在よりも不調率が高かった時代に受注者説明会を開催しております。その時にお聞きした意見を参考に反映できる箇所は反映したうえで発注を行っていますが、まだまだ参加していただける者が少ないのが現状ではあります。 ③ 辞退された理由はそれぞれですが、今回は極めて稀な事象ではあり、このような事態が起こること自体が好ましい状況ではないと考えております。意見交換会等を通じて魅力ある発注を行えるよう検討していきたいと考えています。 ④ 今回が初めてのケースであり、他の辞退された業者がそういったことを知れる状況ではないと考えています。基本的には移行しない場

⑤ 今回の工事は週休 2 日制モデル工事であるが、タイトな工程となっており、矛盾するものとはならないか。こういった趣旨で週休 2 日制としているのか。	合が具体的にどういったものかについては業者に対して周知しているものではなく、あくまでも社内判断に用いているものです。今回は不調率等に鑑み、特例として承認されたものです。 ⑤ 現在週休 2 日制に移行していく時勢となっておりますが、弊社の考えている週休 2 日制は現場が始まってから終わるまでの時期のうちの一定の閉所率を求めているものです。
(3) 工事 (特命契約方式)	
工事名：東名阪自動車道 四日市地区のり面復旧工事(2022 年度)	
① 工事成績評定通知書はどういった目的で发出しているものか。 ② 現段階でまだ工事を行っていないが、工期設定についてはどのように考えているのか。 ③ ヒアリングの内容を見ると、最終的な金額の半分が諸経費となっており、詳細が分からない。この金額については適正だったのか。調査、設計、工事がそれぞれ積算されているにも関わらず、諸経費が半分以上となっていることについてどのように確認を行うのかがわからないというのが感想である。 ④ 今回の台風シーズンまでに施工を完了させるということであるが、最近は 6 月にも豪雨等で災害が予想されるため、6 月までに対応ができるような入札方式を考えていただければと思う。	① しゅん功後に工事成績を通知するものですが、合わせて防災型発注方式の工事であった旨を通知します。以降に発注される一般競争入札・総合評価落札方式(簡易型)の工事では防災型発注方式の工事をしゅん功させた実績が技術評価の加点要素となります。 ② 次の台風シーズン前までに工事の完了を想定して工期設定を行った。本工事は設計を行ったうえで対策工事を行うものであることから、おおむね 1 年ほどの工期が必要と考えています。 ③ 設計を含んだ金額となっているため、発注当初では金額が想定できないため、施工後に妥当性を確認する予定です。 ④ おおむね 1 年かかることを踏まえ、今回は台風シーズンの完成を目指して進めています。ご意見は今後の参考とさせていただきます。

(4) 調査等 (簡易公募型競争入札方式)	
件名： 四日市工事事務所管内 完成図書整理作成業務	
① 作業は完了したのか。 ② 完了した際に実際どれくらいの金額であったのかを確認するのか。同様の業務は多くが低入札であり、しっかりとした積算に基づく金額ではないと思われる部分がある。 ③ 業務実績が不十分として不適格となった参加表明者については、申請時に手続開始公示の記載内容が不十分であったため、具体的に業務内容がイメージしにくかったということは考えられないか。 ④ IT化を考えた発注は行っているのか。PDF化したものについてはビッグデータとして活用しにくいという話もあるが、今後データを活用していくことを考えて発注を行う必要があると思う。	① 実施中です。 ② 積算等の手続は適切に行われていますが、実態としては、受注者は当社の積算金額よりもさらに低額で入札している状況です。 ③ 今回不適格となった参加表明者については、当社が求めている実績と異なる実績を提示されたため、不適格としたものです。公告や配布図書等で明確に記載していると考えています。 ④ 電子化につきましては当社においても前向きに取り組んでいるところです。本業務では将来ビッグデータとして活用することを想定しOCR処理を実施します。
(5) 物品・役務 (せり下げ方式)	
件名： NEXCO 中日本事務用封筒購入単価契約	
① 入札公告の他に9者に対してお知らせ通知を行っているが、応札されたのは1者のみであったことが釈然としない。調整が働いた可能性はないのか。	① 入札公告だけでなく、なるべく多くの会社に入札参加をいただくために、過去に取引実績がある会社に対してお知らせを行っております。結果として1者のみからの入札となりましたが、調整が働いたものとは考えておりません。